

「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創パートナー 遵守事項

（登録期間）

- 第1条 「TEAM EXPO 2025」プログラム／共創パートナー（以下「共創パートナー」という。）の登録期間（以下「登録期間」という。）は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「万博協会」という。）における登録年月日から起算して1年間とする。ただし、登録期間満了日の1ヶ月前までに、共創パートナーが書面をもって登録抹消を請求しないときは、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
- 2 共創パートナーは、前項の登録期間内であっても万博協会に書面をもって通知することにより共創パートナーの登録の抹消を請求することができる。ただし、万博協会による登録抹消日は、通知受領後1ヶ月を経過した日とする。

（守秘義務）

- 第2条 共創パートナーは、共創パートナーの活動を通じて万博協会から提供され、また知り得た万博協会の秘密情報について、登録期間中及び登録期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に万博協会の書面による承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 次の各号に掲げる情報は、共創パートナーが書面によってその根拠を立証できるときは、前項の秘密情報には含まれない。
- （1） 開示を受けたときに、既に公知であった又は一般に入手可能であった情報
 - （2） 開示を受けたときに、既に共創パートナーが適法に知得していた情報
 - （3） 守秘義務を負うことなく、共創パートナーが正当な権利を有する第三者から適法に入手した情報
 - （4） 開示を受けた後、相手方の責によることなく、公知となった情報
 - （5） 開示を受けた後、当該開示を受けた情報に関係なく、共創パートナーが独自に取得し、又は創出した情報

（費用と責任の負担）

- 第3条 共創パートナーの取組みの実施に要する費用および責任は、共創パートナーの負担とし、万博協会はこれらを分担しない。
- 2 共創パートナーの取組みの実施に起因または関連して第三者から損害賠償請求その他クレームが申し立てられたときは、共創パートナーの責任において解決するものとし、万博協会を巻き込まない。ただし、万博協会の責によるべき場合は、この限りではない。
- 3 共創パートナーは、前項本文の第三者からのクレーム、交渉状況および解決の内容を万博協会に適宜報告するものとする。
- 4 共創パートナーの取組みの実施に起因または関連して万博協会が第三者とのトラブルに巻き込まれたときは、共創パートナーと協力してこれを解決する。ただし、解決に要した万博協会の費用（弁護士費用を含むが、これに限らない）は共創パートナーの負担とする。ただし、万博協会の責によるべき場合は、この限りではない。

（共創パートナーの取組みに関する協議）

- 第4条 万博協会は、共創パートナーの取組みの意義、実施に関し適宜共創パートナーに報告、また、意見交換、協議を求めることができるものとする。

(万博協会による登録抹消事由)

第5条 万博協会は、共創パートナーが次の各号のいずれかに該当する場合には、共創パートナーとしての登録を何らの催告なくただちに抹消することができる。

- (1) 反社会的勢力(暴力団員、反社会的勢力、その他これに準じる者を含む。)などの構成員、又は資金提供その他を通じて、反社会的勢力等の維持、運営又は経営に関与するなど、反社会的勢力と関係があるとき
- (2) 過去3年以内に、国税及び地方税にかかる滞納処分を受けたとき
- (3) その他、法令違反等による行政処分を受けたとき

2 万博協会は、共創パートナーが次の各号のいずれかに該当し、是正を勧告したにもかかわらず、相当期間内に是正しない場合には、共創パートナーとしての登録を抹消することができる。

- (1) 共創パートナーの取組みの実施状況が登録内容と明らかに異なると万博協会が判断したとき
- (2) 共創パートナーによる共創チャレンジのPRおよび情報発信が万博協会のホームページ等での表現として明らかに相応しくないと万博協会が判断したとき
- (3) 共創パートナーに使用権を付与したロゴマークが「TEAM EXPO 2025」プログラムとは関連しない目的または状況において使用されていると万博協会が判断したとき
- (4) 共創パートナーが募集する共創メンバーおよびその活動が「TEAM EXPO 2025」プログラムに明らかに相応しくないと万博協会が判断したとき

(疑義等の決定)

第6条 本遵守条項に関し疑義等が生じたときは、万博協会及び共創パートナーが誠意をもって協議し、これを解決するものとする。